

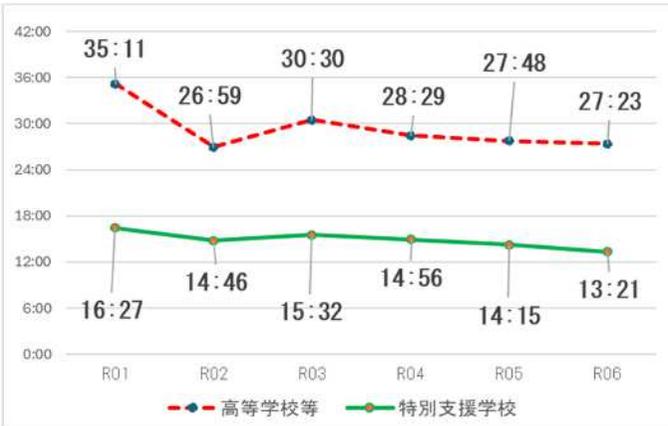
大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・給特法等一部改正法の施行に伴い、**服務監督教育委員会は教育職員の業務量管理、健康確保措置に関する計画の策定、実施状況の公表等が義務化。**
- ・併せて、国では、平成31年1月の中央教育審議会において策定された「学校・教師が担う業務に係る3分類」についても見直しを行い、「学校と教師の業務の3分類」として改訂。新しい3分類では、「学校以外が担う業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」を挙げ、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう業務内容を整理。同時に「学校と教師の業務の3分類」に係る具体的な取組内容が給特法7条に基づき、文部科学大臣が定める指針として示された。
- ・本県においても今回示された指針を踏まえ、**長時間勤務の縮減や健康確保に関する目標指標を設定し、具体的な取組を計画に盛り込み、学校における働き方改革を推進する。**

2 本県の時間外勤務の現状

<県立学校教育職員の時間外在校等時間の推移>



<現状>

- ・高等学校、特別支援学校ともに上限方針で定める1月あたりの時間外在校等時間月45時間を下回っており、経年比較でも減少傾向。
- ・高等学校が時間外在校等時間が長くなっているが、部活動が主要因と考えられる。
- ・時間外在校等時間は減少傾向となっているものの、教育職員1人ひとりが負担軽減を実感できるまでには、至っていない。

<時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員の割合>

年度	高等学校等	特別支援学校	県立計
令和元年	68.5%	97.8%	77.7%
2年	79.2%	98.0%	84.8%
3年	74.6%	98.1%	82.1%
4年	78.3%	98.5%	84.8%
5年	78.7%	98.8%	85.2%
6年	79.5%	98.7%	86.4%

<現状>

- ・8割以上の教育職員の時間外在校等時間が1月あたり45時間以内となっており、その割合は、各種取組等により、年々着実に改善。
- ・時間外勤務の主な業務内容として、部活動・授業準備・校務分掌等となっている。

3 計画の取組期間

令和8年度～令和10年度（3年間）

4 計画の目標指標

- ・本実施計画の実現に向けて、学校における働き方改革に関する取組を積極的、計画的に実施し、より実効性を高めるため、目標指標を定める。
- ・目標指標は、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」や国の指針に準じ、時間外在校等時間や健康確保に関する内容を設定。
- ・単年度の目標値を定め、毎年度進捗状況を確認し、その結果を公表することで、実効性向上を図る。

<目標指標>

- ① 1箇月の時間外在校等時間
- ② 1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合
- ③ 年次有給休暇の年間平均取得日数
- ④ 上司からのサポートが「ある」「ややある」と感じている教育職員の割合
- ⑤ 定期健康診断の精密検査の年度内受診率

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

取組内容を項目別に（１）から（６）のとおり整理したうえで、各項目ごとに具体的な取組内容を明記して、県教育委員会として主体的に取組を進める。

（１）教育職員の適正な勤務時間管理

- ①タイムレコーダーによる勤務時間の把握
- ②県教育委員会としての状況把握及び各学校への指導・助言
- ③教職員評価システムにおける働き方改革の目標指標の設定

（２）チーム学校の実現（専門スタッフ・サポートスタッフ等の活用）

- ①学校運営協議会を通じた保護者・地域との協働（３分類④）【新規】
- ②事務職員と教育職員の役割分担の見直し（３分類⑥⑦⑧⑪）【新規】
- ③教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ④学習指導員の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ⑤進路事務業務アシスタントの配置・活用（３分類⑱）
- ⑥スクールカウンセラー（ＳＣ）の配置・活用（３分類⑲）
- ⑦スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置・活用（３分類⑲）
- ⑧スクールロイヤー（ＳＬ）の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ⑨特別支援教育支援員の配置・活用（３分類⑲）
- ⑩日本語指導支援員の配置・活用（３分類⑲）
- ⑪管理職による組織マネジメントの強化

（３）部活動の改革（適切な部活動の推進）

- ①「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の徹底
- ②部活動指導員の配置促進
- ③県立中学校における学校部活動の地域展開推進（３分類⑬）

（４）ICTの活用による業務改善等

- ①ICT機器の活用とペーパーレス化の推進（３分類⑦）
- ②ICT支援員の派遣（３分類⑧）
- ③校務情報化に向けたシステム開発の推進
- ④生成AIの活用【新規】

（５）教育環境の改善等

- ①児童生徒が補導された時の対応（３分類②）【新規】
- ②学校徴収金への対応（３分類③）
- ③学校問題相談窓口の設置及び学校問題対応が이드ラインの作成（３分類⑤）【新規】
- ④会議、研修、調査文書及び学校行事の見直し・精選（３分類⑥）
- ⑤学校プールや体育館等の施設設備の管理（３分類⑨）【新規】
- ⑥副校長・教頭の負担軽減（３分類⑩）
- ⑦必要な人員の確保
- ⑧産休・育休の取得促進に向けた環境整備
- ⑨学校評価における働き方改革の評価項目の設定【新規】
- ⑩授業時数の点検・教育課程の見直し【新規】
- ⑪負担軽減ハンドブック・勤務実態改善計画の活用
- ⑫勤務時間外の電話への音声アナウンス対応【新規】
- ⑬夏季休業中の研修自粛・盆期間の学校閉庁の実施
- ⑭保護者・地域等の理解醸成

（６）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ①労働安全衛生委員会の積極的な活用
- ②相談・支援体制等の充実
- ③ストレスチェックを活用した職場環境改善の取組推進
- ④年次有給休暇の取得促進
- ⑤定期健康診断後の精密検査への対応

6 関連する取組・市町村教育委員会への対応

- ・毎年度の総合教育会議において、本計画における目標指標の進捗状況を報告。知事部局との連携・課題共有により取組内容の改善を図る。
- ・目標指標の進捗状況はホームページ等で公表。具体的実績、課題等を整理し、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、目標指標達成に向けての取組を推進。
- ・市町村立学校については、市町村教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、主体的に取り組むことが前提となるものの、県教育委員会においても、市町村教育委員会が管内の各小中学校で働き方改革に向けた主体的な取組が行えるよう、適切な支援、指導助言に努める。
- ・学校における働き方改革に関する一部の取組については、全県的取組として積極的に情報提供や先進事例の紹介を行い、市町村教育委員会と連携・協力し、取組を進める。
（例：中学校における部活動の地域展開、小中学校における統合型校務支援システムに関する支援、専門スタッフ等の配置促進に関する支援 など）